

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

自然と共存する快適なむらづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県 宮崎県東臼杵郡椎葉村

3. 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域

4. 地域再生計画の目標

椎葉村は宮崎県の北西、九州山脈の中央部に位置し、総面積 536.20 km²と広大で、その96%を森林が占めており、地形は峻険な九州山脈に抱かれ傾斜地が多く、集落はその山間に点在している自然豊かな中山間の村である。

基幹産業である農業は高冷地の特性を生かし、花卉や野菜の生産量、額ともに増加傾向にある。また、九州中央山地国定公園の雄大な山々や平家伝説及び民俗学発祥の地と呼ばれる所以ともなった狩猟、焼畑等の民俗文化、あわせて国指定重要無形文化財にも指定されている神楽等多くの観光資源を有することから、旅館業を中心とするサービス業の生産額も緩やかに増加傾向にある。

しかし、もう一つの基幹産業である林業においては、木材価格の低迷、担い手の高齢化及び後継者不足等により、森林保全活動もままならない状況にあり、本村の大きな課題となっている。このため、コスト低減等による林業経営の効率化や森林の適切な維持管理を容易にする労働環境の整備が不可欠である。

交通網は、国道及び県道の整備が進められており、また、主要村道においても地域再生基盤整備交付金（平成17～26年度）事業で未整備箇所の改良事業を実施し、道路利用者の交通の円滑化に努めている。しかし、未だに、主要国県道にアクセスする道路、公共施設との連絡道路及び各集落間を結ぶ道路の未整備箇所が残っている。また、地域再生基盤整備交付金事業で改良を実施した路線においても、幅員狭小の箇所が存在し道路通行に支障を来しているため、これらの道路整備は急務である。

また、本村は第4次椎葉村観光振興計画において広大な自然や観光施設（資源）

等を生かしたグリーンツーリズムに取り組んでいるが、道路整備によるアクセス改善により誘客の増加やそれに伴う産業・雇用の創出が期待される。

さらに、過疎・高齢化により小集落での集落機能維持活動が困難となっており、集落合併を行っているが、集落間のアクセスがネックとなっており、合併を行いにくい状況である事から、道路整備により集落間アクセスを向上させ、集落機能維持を図る事が必要である。

このことから、地域再生基盤整備交付金を活用し、本村の美しい自然と環境を生かしつつ、地域における産業の振興及び交通の円滑化を図る。

(目標 1)

交通アクセスによる観光産業の活性化

◎観光客の増加

「 82,424 人 (平成 24 年度) → 107,000 人 (平成 31 年) 30%の増加」

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

各集落間のアクセス及び各集落から村中心部や観光拠点施設へのアクセスを確保し、利用者の生活利便性の向上を図るため、「村道長野飯干線」、「村道椎葉五家荘線」、「村道川の口上線」、「林道間柏原～中山線」、「中の八重～夜狩内線」、「林道十根川線」、「林道十根川～三方界線」、「林道胡摩山線」、「林道間柏原～中山線」、「林道川内～奥村線」及び「林道黒岳線」を一体的に整備する。

5-2 法第 5 章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

村道；道路法に規定する村道に次のとおり認定済み。

- ・村道 長野飯干線 平成 19 年 3 月 28 日
- ・村道 椎葉五家荘線 平成 11 年 3 月 11 日
- ・村道 川の口上線 平成 14 年 3 月 11 日

林道；森林法による耳川地域森林計画（平成 18 年策定）に下記路線を記載。

- ・林道 胡摩山線
- ・林道 十根川線

- ・林道 川内～奥村線
- ・林道 十根川～三方山線
- ・林道 間柏原～中山線
- ・林道 中の八重～夜狩内線

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・村道（椎葉村） 椎葉村
- ・林道（椎葉村） 椎葉村

[事業期間]

- ・村道（平成 27～31 年度）、林道（平成 27～31 年度）

[整備量及び事業費]

- ・村道 1.5 k m、林道 16.1 k m
- ・総事業費 1,460,000 千円（うち交付金 730,000 千円）
（内訳）村道 270,000 千円（うち交付金 135,000 千円）、
林道 1,190,000 千円（うち交付金 595,000 千円）

5-3 その他の事業

地域再生法により特別の措置を活用するほか、「自然と共存する快適なむらづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 体験型観光施設およびメニューの整備・充実により、誘致観光客数の増大を図る。[事業主体：観光協会又は椎葉村]
- ② 補助事業を活用した村道及び林道の改良を実施し、利用者の利便性向上を図る。
[事業主体：椎葉村]
- ③ 生活環境及び雇用創出の基盤整備を行い、移住者の誘導を図る。
[事業主体：椎葉村]

6. 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部署（地域振興課）において、毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。また、評価結果については村広報誌及びホームページにて公表する。



8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

<添付資料一覧>

1. 地域再生計画の区域図
2. 地域再生計画の工程表
3. 道整備交付金による施設整備の整備箇所図
4. 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

地域再生計画の工程表

		H27	H28	H29	H30	H31	
支援措置	道整備交付金の活用						自然と共存する快適なむらづくり
		○村道及び林道の一体的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・村道（国道間を結ぶ長野飯干線を整備） ・村道（熊本県と椎葉村を結ぶ椎葉五家荘線及び川の口上線を整備） ・林道（各集落間等を結ぶ間柏原～中山線、中の八重～夜狩内線、川内～奥村線、黒岳線、十根川線、胡摩山線及び十根川～三方界線を整備） ・事業期間 平成 27～31 年 					
その他の事業							
		○関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ・誘致観光客及び雇用の増大 ・村道改良事業 ・移住者の誘導 					

（工程表説明）

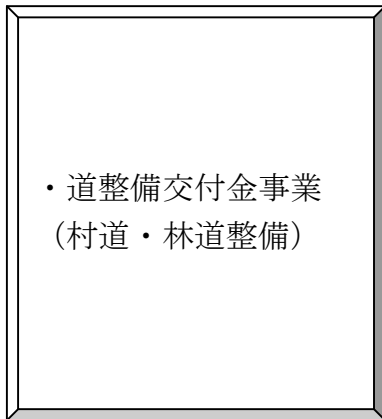
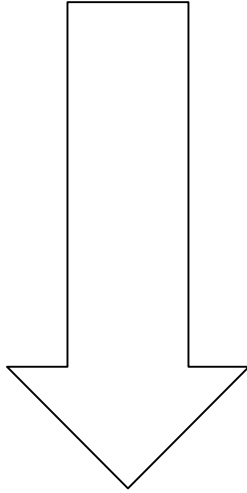
○平成 27～31 年度に道整備交付金を活用し、観光客誘致、産業活性化による雇用拡大を図る。また、各集落間等の連絡道を整備することによりアクセス時間の短縮及び利用者の安全利便性を確保する。

○平成 27～31 年度に補助事業により村道改良事業を行い、各集落間等アクセス時間を短縮する。

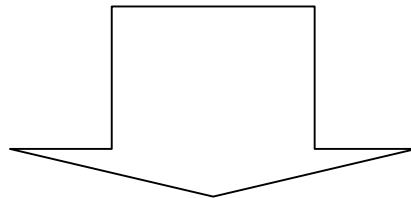
○平成 27～31 年度に生活環境及び雇用創出の基盤整備を行い、移住者の誘導を図る。

地域再生計画の全体像を示すイメージ図

- ・過疎・高齢化の進行
- ・誘致観光客の減少
- ・農林業の低迷



- ・農業生産施設の整備
- ・他補助事業による村道の改良
- ・体験型観光メニューの充実
- ・移住誘導施策の実施



自然と共存する快適なむらづくり